

< 中学校授業計画事例 >

1 単元名 明治維新（新政府の成立「古い身分制度の廃止」）

2 単元の目標

- 明治維新に活躍した人物や諸改革に対して，関心をもち，意欲的に学習を進めようとする。 (関心・意欲・態度)
- 江戸時代の身分制度の廃止の意義と差別が温存されてしまったことについて，当時の歴史的・社会的背景から考えることができる。 (思考・判断)
- 諸改革の内容や近代国家づくりと明治政府のめざした姿を，資料をもとに読みとることができる。 (技能・表現)
- 明治維新のあらましをとらえさせ，諸改革の内容の理解を通して，短期間に近代国家の基礎が整えられていったことを理解する。 (知識・理解)

3 単元計画（7時間）

| 主 な 学 習 活 動 | 配時 |
|---|----|
| 1 新政府の成立 ○ 新政府は近代国家をつくるために，どんな改革を行ったのか考える。 | 1 |
| 2 維新の三大改革 ○ 諸改革の内容を知り，人々にもたらした影響を話し合う。 ○ 解放令の意義と差別が根強く続いた理由を考える。 (本時) | 2 |
| 3 文明国をめざして ○ 産業や文化で，新政府がめざした近代化政策の具体的な内容を理解する。 | 1 |
| 4 近代的な国際関係 ○ 新政府が欧米・アジア諸国に対して行った外交政策を考える。 | 1 |
| 5 民権運動の高まり ○ 自由民権運動の高まりを憲法草案や歌（オッペケペー節）等から考える。 | 1 |
| 6 立憲国家の成立 ○ 憲法に基づいて議会政治が始まり，立憲国家が成立したことを理解する。 | 1 |

4 本時の主眼

- 解放令の意義や国として差別を否定したことを理解する。
- 解放令が出されても，差別が根強く続いた理由を考える。

5 本時の展開

| 配時 | 学 習 活 動 と 内 容 | 教 師 の 支 援 |
|---------------------------------|---|---|
| 5 10 | <p>1 前時の学習を想起し，解放令について確認する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 解放令の意義や目的 ・ 解放令の動向と差別 <p>2 解放令が出されたときの差別された人々の気持ちを考える。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ これで差別がなくなる ・ これからは堂々と生きていける ・ 兵役や教育費の負担がある ・ なぜ，日のべになるのか <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center; margin-top: 10px;"> 解放令が出されても，差別が続いた理由を考えよう。 </div> | <ul style="list-style-type: none"> ○ 太政官布告を提示し，解説を加え，内容を把握させる。 ○ 解放令が国として差別を否定したことや富国強兵の政策に，必要だったことを確認させる。 ○ 資料Aを読み，差別された人々の気持ちをつかませる。 |
| 20 | <p>3 解放令が出されたときの周りの人々の気持ちについて話し合う。</p> <p>(1) 心情面から考える。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 差別の気持ちはなくならなかった ・ 今まで違う身分だったのに ・ 平等はいや <p>(2) 政策面から考える。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 差別をなくす政策が行われなかった ・ 職業等の差別がそのまま残った ・ 人々の意識を変える取り組みがなかった | <ul style="list-style-type: none"> ○ 周りの人々の気持ちを把握しやすいように，資料BCを熟読させる。 ○ 資料BCの内容を発展させるために，補足説明をする。 |
| 15 | <p>4 本時学習をまとめる。</p> <p>(1) 学習プリントに感想を書く。</p> <p>(2) 差別が根強く続いた理由を確かめる。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> 解放令により身分の違いを，初めて国として否定したが，差別をなくすための政策が行われず，社会のしくみも大きく変わらなかった。また，周りの人々の気持ちも変わらず，新たな差別意識が生まれた。 </div> | <ul style="list-style-type: none"> ○ 本時学習をまとめた後，解放令をよりどころにして，差別されてきた人々が，差別からの解起こしていくことにふれ，次時につなげる。 |

めあて

解放令が出されても、なぜ差別が続いていったのだろうか。

1 解放令（太政官布告第61号）についてまとめよう。

| | | | |
|--------------------|--|-----|--|
| いつ | | だれが | |
| 何の目的 で出した のか | | | |

2 右の資料BCを読んで、差別がなくならなかった理由を考えよう。

| |
|-----------------|
| 心情（人々の気持ち）面から |
| |
| 政策（政府の行ったこと）面から |
| |

3 今日の授業をまとめよう。

4 今日の授業でわかったことや感じたことを書こう。

資料A 五万日の日のべ

お城へつくと、これまで絶対にくぐらせてもらえなかった大門だいもんが開かれていて門番がそこから入るようというではありませんか。妙なこともあるものだと首をかしげながら、その門をくぐって通りました。

土間どまにしいたむしろのうえに、ひざまづいて頭をさげていた清五郎せいごろうは、部屋のおくから、「これからは身分・職業とも平民と同じである」という「解放令」をよみあげる役人の声をききました。清五郎は、おもわず、そこにはいつくばい、「ありがとうございます。ありがとうございます」と涙声でさげびました。

清五郎はかえり道をいそぎましたが、自分の足が、土の上を走っているようにはどうしても思えません。夢のなかで走っているような感じなのです。家へかえりつくと、清五郎は村の人をあつめて、「解放令」のことを伝えました。みんなは、男も女も、ワッと声をあげて泣き、だきあって喜びあいました。

それから数日後、清五郎が大庄屋しょうやによび出されました。大庄屋は声をひそめて「この前のおふれのことだが、**あれはお上の都合で五万日の日のべになった**」ということなのです。

資料B 博多に住んでいた老人の日記

近ごろ「差別されてきた身分の人々も平民と同じである」ということになった。そこで彼らは、今まで禁止されていた風呂屋や髪結い屋に、客として来るようになった。風呂屋や髪結い屋は話し合っ、町内や顔見知りの者だけを客とするようにした。今までの客が減ることを恐れてのことだった。しかし、今までの客の中には「店に行くのをやめる」という者も少なくなかったようだ。

昨日、近所の酒屋へ差別されてきた身分の人が2人来て、酒を飲ましてほしいといった。酒屋の主人は何とか断ろうとしていたところへ、ほかの客がきて彼らを追い出した。その後、彼らの仲間がたくさんやってきて、争いになった。

資料C 大阪渡辺村の人々

渡辺村は皮革業ひかくでうるおっていた。皮革に対する偏見は根強く残っていたが、商人の間では、利益を優先する考えが芽ばえていた。しかし、皮革の仕事は町奉行の下働きをする見返りとして許可されたもので、渡辺村以外の商人が皮革の仕事をするにはほとんどなかった。ところが解放令が出され、だれでも皮革の仕事ができるようになった。これ以降、大商人たちは巨大な資金力で、明治政府とも結びつきながら、各地で皮革業を経営していった。こうした中で、渡辺村の皮革業もしだいに衰退していった。喜びで迎えた解放令が、結果的には村の生活を圧迫していった。解放令は結局”解放”には結びつかなかった。

福岡市同和教育研究会「ぬくもり」

禮多非人亦一稱之慶案
自今身之職業之國民
多之也

辛未

六月

太政官